

(総務委員会)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当等の改定

1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げる。

2 常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き下げる。

3 常勤の内閣政務参事並びに常勤の内閣政務調査官及び常勤の政務調査官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げる。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その

日)から施行する。ただし、一の3については、この法律の施行の日又は政府の政策決定過程における政
治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日のい
れか遅い日から施行する。